

女性労働通信

発行 女性労働問題研究会 NO.67 2022/4/25

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル9F

(事務局) 株式会社 毎日学術フォーラム

Tel 03-6267-4550 Fax 03-6267-4555

E-mail maf-ssww@mynavi.jp HP <http://ssww.jp/>

<目次>

- ・代表あいさつ…………… P1
- ・「生理休暇」とディーセント・ワーク…………… P2
- ・国際女性デーを終えて…………… P3
- ・ウィメンズマーチ東京2022…………… P4
- ・「はむねっと」1周年ハイブリッド集会より…………… P5
- ・アイスランドの女性運動…………… P6
- ・企画編集委員会・常任委員会報告 P7
- ・『女性労働問題研究』第66号…………… P8

ウクライナ侵攻論議に必要な「足元」への視点

代表 竹信三恵子

ロシアのウクライナ侵攻で犠牲になる子供たちや大量の避難民の姿が、連日報じられています。第2次大戦時に戻ったかのような光景に、ウクライナ情勢をめぐって声高な議論を展開したくなるのもわかります。ただ、そんな空中戦のような議論の中で、私たちは肝心の「足元」を見失っているのではないかという思いにも駆られます。

2021年度補正予算で、防衛費は6兆円台に乗せ、GDP比1%を軽々と超えました。ただ、これに対する議論は低調です。2020年には当時のトランプ政権から「最低でもGDP比2%」を要請され、自民党は2021年の衆院選公約で「2%以上への倍増」の検討を掲げました。こうした中、後先も見ないかのような改憲の動きが高まっています。

私たちの社会は、それでもつのでしょうか。少子高齢社会への対応や女性の労働力化が必要な今、介護施設や保育所とこれを支える働き手の待遇改善へ向けた財源の確保は待たなしです。とすれば、カネ食い虫の軍事費の増強要求をかわす必要があるはずですが、憲法9条なしではそれは可能なのでしょうか。

ウクライナのゼレンスキー大統領の国会演説も、日本には軍事支援を求めませんでした。それも9条への配慮があったからこそです。

ウクライナの戦災者への連帯を叫ぶ声も、高まり、日本への受け入れ論議も活発です。ただ、戦災者たちが日本にやってきた時の生活についての議論は低調です。

先日、コロナ被害を受けて失職した女性たちの就労支援について、東洋経済オンラインというネットマガジンに記事を掲載しました。<https://toyokeizai.net/articles/-/578283>

非正規が過半数を占める女性の労働市場では、職業訓練を受けても資格を取得しても、経済的自立を果たせる仕事には容易につながりません。劣悪な職場でパワハラにあっては退職に追い込まれ、ハローワークに舞い戻る自分を、「労働市場をぐるぐる回っているだけの回転ずしみたい」と自嘲する女性たちの声を、そこで聞きました。

ウクライナからの戦災母子たちを待っているのは、そんな「回転ずし就労」かもしれません。だとしたら連帯とは、そうした事態が起きないように、私たちの身の回りを改善しておくことではないのでしょうか。

そんな平常心を備えた「足元」の論議のためにも、女性労働からの視点がますます必要なときです。



「生理休暇」と ディーセント・ワーク

昨年の「日韓女性＜働き方改革＞シンポ」で、連帯ユニオン関西地区生コン支部の仲間から、「生理休暇の有給化を獲得して、ミキサ運転職種の女性が働き続けられた」という報告を受け、久々に「生理休暇」の話題が出て、我が意を得た思いをした。

敗戦直後に労基法で「生理休暇」規定が定められて以降、女性労働運動は、“生理休暇は、職場民主化のバロメーター”として、休暇の権利を行使しやすい職場づくりをめざしてきた。労働組合婦人部の取り組みは、まず集団で生理休暇を取得する活動から始まった。

戦前の労働科学研究所の研究にさかのぼるまでもなく、生休取得者とそうでない人の妊娠障害の確率の実証研究も重ねられた。

「立てば生休 座れば産休 歩く姿は保育所づくり」は、女性が働き続けるための合言葉であった。同時に一方では、男性幹部や“威勢のいい”青年部活動家からは、“次元の低い”活動のような揶揄的表現でもあった。

女性たちが、健康と労働環境・労働条件の関りを重視して、権利行使を重ねてきた実績は、男性も含めた労働条件・労働環境の改善を牽引してきたことを、再認識すべきだと思う。休暇だけでなく、危険有害物取り扱い・重量物運搬等においても、そうである。

ただ、それらの運動が、同じ職場の派遣・パート労働者等非正規雇用の労働者にも生理休暇や休暇権行使が実現できるような取組みに出来なかったという大きな限界を認めつつも。

「更年期障害休暇」についても、閉経に伴う性ホルモンのバランスが崩れることによるさまざまな障害だが、一定の年齢になれば、男性にも更年期に相当する症状はある筈と医学的に学習を深め、女性が組合委員長になって、更年期障害休暇を男性にも適用拡大し、実際に取得した実績があることを、今も鮮明に覚えている。

均等法の制定過程で、労基法から「生理休暇」が消えたような誤解や風潮があるが、そうではなく、生理時に就業困難な人が休暇を請求すれば、使用者はその者を就業させてはならないと、現行労基法68条は規定している。

コロナ禍で、経済格差や情報格差による「生理の貧困」が注目され、「生理用品」が公に配布されるようになり、マスメディアでも、改めて「月経」が語られるようになり、月経痛の辛さが「私的」なことではないと、共有され始めた。しかし、労働環境や労働条件、休暇・休養権と結び付けての意識改革には進んでいない。労働組合活動の出番だと思う。

女性労働者の「プロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関わる討議はもちろん、男性も含めた、ILOが提唱する「ディーセント・ワーク」（働きがいのある人間らしい仕事）の具体化論議の中に、目的意識的に「生理休暇」を位置付けて、広く呼びかける必要性を今こそ強調したいと思う。

（報告 伍賀偕子・元大阪総評オルグ）

オンライン 研究例会 1

～雇用における「結果の平等」と雇用・社会保障・税制改革～

日時：2022年**5月29日**（日）14:00～16:00 場所：オンライン開催
【プログラム】

★清山 玲さん（茨城大学教授・会員）

「雇用における『結果の平等』と雇用・社会保障・税制改革—
第五次男女共同参画計画に関連して」

★コメンテーター（交渉中）

▶参加は、会員・購読会員・非会員のどなたでも参加できますが、必ず事前にお申し込みください。

▶申込締切**5月24日**（火）

▶事前申込：QRコードか次のURLからフォームを使ってお申し込みください。

<https://forms.gle/8gR7noVHML2pfMQh9>

また、次のメールアドレスからも申し込めます。 ssww@ssww.jp

▶お申し込みいただいた方には、研究例会1の開催の2日まえまでに参加のためのURLと資料をお送りします

参加費：
無料です。

2022年の「国際女性デー」を終えて

報告 伊藤セツ(会員)

国際女性デーの歴史には、次々と神話が生まれて、このままでは、起源がいくつかに分かれて定説化してしまいそうに思うことがあります。現に2022年の国際女性デーの各種催しを見ていて、もはや国際女性デーの正確な歴史などどうでもいいという雰囲気になっているのではないかとの危惧さえ抱きました。

1977年に、国連総会が、国際デーの決議をしたとき、日本は棄権、米国は反対しており、米国にトランプ大統領が現れて、各種差別発言を繰り返すなかで、2017年以降日本の女性デーにも影響を及ぼしましたが、日本での100年を迎える前年である今年の日本の国際女性デーの多様化はこれまでにないほどのものと言えましょう。東京だけでも次のようでした。

1. 国連(UN Women日本事務所/UN Women日本協会の系列)のもの 2. 日本政府・男女共同参画局の系譜+関連NGO女性団体の行事 3. 日本で戦後継続性のある実行委員会方式「国際女性デー中央大会」 4. ウィメンズマーチ東京：2017年から6年目の若く新しい流れ 5. 企業側からの参入、これも2017年から6年目 6. 「日本労働組合総連合会」(連合)の、春闘と結び付ける毎年の「国際女性デー中央集会」 7. 「フェミニスト労働組合」の小集会とパフォーマンス

上記4の「ウィメンズマーチ東京」の2022年3月5日(土)集会では、協賛団体として「女性労働問題研究会」から竹信三恵子代表が挨拶しています(次頁掲載)。コロナ禍で3月8日の行事を中止せざるをえなかった2020年11月には、「国際女性デー」の歴史を学ぶオンラインセミナーを開催して、私が講師を務め、若い方たちとZoomで交流したという御縁がありました。今年の上記催しは、「ウィメンズマーチ東京」を除き、ほとんどオンラインで開催され、夕方は時間的に重なりあって、当日フルにオンライン参加できたのは、上記3の実行委員会方式「国際女性デー中央大会」でした。

1923年、山川菊栄を中心とする「八日会」が、「クラルテ」運動の知識人男性の賛同を得て、3月8日に集会を持って、官憲に40分で解散させられた日本で初

日本の国際女性デー100年の1年前 2022年の各種女性デー



めての国際女性デーから99年。来年で、通算100年とはいえ、戦前の弾圧時代は非合法、戦後も1947年に第一回が始まってから、1950年代の占領下までは、都条例による制限が付されて国際女性デーの自由な開催は不可能でした。そうした事情が過去にあったとは信じられないほど、今日の国際女性デーは、国連、日本政府、企業、自由な女性運動と、百花繚乱の時代に入っています。そのこと自体は歓迎すべき現象です。

国連は毎年事務総長がメッセージを出し、日本政府は今年初めて岸田首相がビデオメッセージを発し、「女性の経済的自立」を掲げ、それを「新しい資本主義」の主張と結びつけました。しかし、現実にはコロナ禍が女性にもたらした諸問題への対処に多くの政策を必要とされているにもかかわらず、矛盾は激化し、自立への道はむしろ遠のく！

2022年の国際女性デーの直前ともいべき2月24日にはプーチンのウクライナ侵攻が始まって、地球は異常な戦火の中で3月8日を迎えることになりました。何よりも世界平和なくしてジェンダー平等もありえないのに、真逆の出来事の中で日本の国際女性デーは99年を迎えました。

今年、これまでにない多くの「国際女性デー」の運動が繰り広げられたことを、平和と自由・平等と女性の人権を目指した100年前の山川菊栄らの運動と繋げて考察したいと私は思います。この先の100年、戦争の根絶とともに、ジェンダー平等と、自然との調和のとれた地球で人類が生きて、国際女性デーの歴史を語り合える日が来ることを願って。

3・8 国際女性デー ウィメンズマーチ東京2022 代表挨拶

みなさま 女性労働問題研究会を代表して、連帯のご挨拶をもうしあげます。

女性労働問題研究会というと、大学のサークルの名前みたいですが、1950年代の終わり頃に発足した歴史の古い団体です。研究者だけでなく正規・非正規を問わず、企業や公務の場で働く女性労働者、弁護士、ジャーナリスト、ライターのほか、男性、退職者も参加し、女性労働問題について理論と実践の両面でその解決に貢献する「研究者と現場のコラボ」が特徴で、国連に承認されたNGOでもあります。

国際女性デーについては、1977年の国連総会以来のものと言われることが多く、最近では、ミモザの花を女性に贈る日ともされているようです。ただ、当研究会で代表を務めたこともある伊藤セツさんの研究では、その起源は、戦前の女性たちの婦人参政権獲得運動や、女性労働運動に遡ります。

詳細はウィメンズマーチ東京のサイトからも見られますが、「アメリカ社会党」の女性運動が、ヨーロッパの女性運動と繋がって1910年の「国際女性デー」の決議となり、それがロシアに伝わって、1922年の会議で3月8日が女性デーが決められ、こうした動きを日本の山川菊栄がキャッチするという、女性運動の熱いうねりがそこにありました。

当研究会では昨年、日韓の研究者と女性労働者をオンラインで「コロナ禍が日韓の女性に与えた影響と働き方改革」についての国際シンポジウムを開催し、国境を越えたコロナ禍での女性の苦境が浮かび上がりました。日本では、コロナ禍で会社が休業しても助成金を受け取れない非正規の女性たちや、マタハラ（マタニティ・ハラスメントの略*）による解雇の横行、シングルマザーの貧困など多数の問題が起きています。女性労働運動を起源とする国際女性デーは、こうした問題をどのように女性たちが克服していくかを共に考える新しいスタート地点としてふさわしいものです。

女性労働問題研究会でも、この日韓シンポをもとに、コロナ禍で浮上した問題の解決へ向けた働く女性たちの情報交換の場づくりへ向け、いま検討中です。こうした試みへの皆さんのお知恵とご協力をぜひお願いし、連帯のアピールとしたいと思います。（当日の発言はこの草稿を元にアレンジしました）

（女性労働問題研究会代表 竹信三恵子）

*職場において発生する、妊娠・出産に伴ういじめや嫌がらせ、解雇・雇い止めなど。

「国際女性デー」サブ研究会報告

2021年10月から、活動を開始した、サブ研は、伊藤+9名（伊藤純、粕谷美砂子、斎藤悦子、鈴木敏子、高橋万里、橋本宏子、本間重子、矢野操、中野恭子）のメンバーで役割分担し、2022年3月まで「サブ研通信」を8号まで出して予定通り進んでいます。

活動目的は、伊藤が2023年の「国際女性デー」の日本での100周年を記念して、2022年末～2023年冒頭に出版する『国際女性デーの世界史』の内容を「サブ研」メンバーで共有し、協力体制を作るということでした。3月28日までに、序章、4部16章構成の本文、終章等の原稿とコラム3点、年表、文献リストを、メンバーで共有し、修正のうえ出版社（御茶の水書房）に提出することができました。

ここまで、勤め先の資料室や国会図書館でのお仕事の際に、伊藤に必要な資料のコピーを取って送って下さった高橋万里さんの御助力や、コラム担当のお三方（橋本宏子・本間重子・中野恭子）が期日通りの執筆の約束を果して下さったということが重要でした。

また、伊藤の執筆原稿をもとに、3月29日、第1回Zoom研究会が、ホスト：伊藤純さん、共同ホス

ト：粕谷美砂子さんで開催されました。初めての顔合わせとあって、みんな嬉しくて、まず、自己紹介と近況報告、そのあと伊藤が4部16章構成の重点の概略説明の他、最後の16章のコロナ下での国際女性デーの多様化と、2022年のロシアのウクライナ侵攻という21世紀の戦争下での国際女性デーの現実と今後をどのようにまとめ方向づけるかを問題提起し、最後の全体討論の部では、各自思う所を述べ、討論しました。とても有益な討論ができた感謝しています。

出版社の予定では、5月に初稿を出し、その後再校、三校・・・とやって、今年の末か、2023年：日本での国際女性デー100年の2023年の1月には出したいとのこと。

5月からの出番は、初稿から矢野操さんと、再校から鈴木敏子さん。また、長期にわたる作業中、伊藤に不測の事態が生じた時は、斎藤悦子さん、伊藤純さん、粕谷美砂子さんが、出版社と連絡を取り合って完成にこぎつけるということになっています。

（報告 伊藤セツ 会員）



はむねっと1周年ハイブリッド集会より

公務非正規女性全国ネットワーク（通称：はむねっと）発足1周年を記念して、2022年3月20日（日）13:00～16:00にハイブリッド集会在開催されました。「女性労働問題研究会」からも祝辞を寄せ、少額ながら寄付させていただきました。

第3部「この先の展望」では、日本図書館協会の職員から、「会計年度任用職員に関する提言」（HPトップお知らせ1月24日付）の報告がありました。非正規という身分で働くことの現状と問題点に対する解決の方向を示すものです。

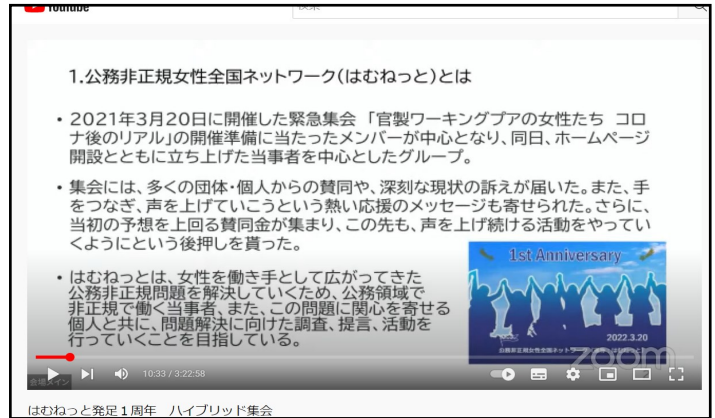
2020年度に発足した「会計年度任用職員制度」により、地方自治体の非正規公務員の大半が会計年度任用職員に移りましたが、正規職員と非正規職員との格差が、縮まるというより拡大する状況が生じています。図書館職員中に占める会計年度任用職員の割合は、公共図書館では45%、学校図書館では75%以上です。

提言内容は、以下の3点です。1. 制度の趣旨に沿った実施 (1) フルタイムの職にはフルタイムでの任用を(行う) (非正規職は正規職よりも労働時間が短いケースがある)。(2) 制度の実施に伴う月額給与(報酬)の減額は行わないこと(23.8%の自治体では減額が生じている)。

2. より望ましい制度の実施 (1) 2度目以降の任用については、公募ではなく勤務実績による能力実証で行うこと(継続が保障されないケースがある)。(2) 給与(報酬)の経験加算(昇給)に上限を設けないこと。(3) 各種の休暇を常勤職員(正規職員)と同等にすること。

3. 法改正を含む望ましい制度の改革 (1) フルタイム職員とパートタイム職員を分けることなく、同様の給与・手当の支給をすること。(2) 共済組合の加入、災害補償などに勤務時間数による差を設けないこと。(3) 6年目以降の任用で希望者は無期雇用にすること。

給与が低く、また、給与が上がりにくいという賃金水準の格差のほか、休みが取りにくいという労働条件の格差や、雇用継続の保障がない(いつ



仕事打ち切りになるのか不安定)、共済組合に加入できない(健康保険、年金に影響)など、就業の安定や社会保障への権利が脅かされている非正規職の現状打開に向けて、「はむねっと」の今後の活躍に期待したいと思います。

(報告 加藤喜久子 会員)

「はむねっと」結成1周年、おめでとうございます。

会計年度任用職員という制度に対しては、自治体で働く当事者たちから「仕事が継続するのか不安になっている」「専門職の仕事を評価してほしい」「正規との格差があると、優秀な人材が集まらない。結果的に行政水準の低下につながる」との声が相次いでいます。

住民は、自治体に働いている職員を正規、非正規の区別はなく、すべて公務員だと思っています。であるならば、身分や賃金、労働条件に差があってはならないはずです。また、これらの職員の4人に3人は女性であり、女性労働問題に取り組む当研究会としても見過ごすことのできない問題です。

こうした状況を撥ね返すべく、「はむねっと」が立ち上がり、1周年を迎えたことは、自治体で働く人々を勇気づけ、彼らにとって大きな希望の光となると感じます。

皆様のこれからの活動に期待し、エールを送ります。

女性労働問題研究会

編集委員会からのお願い

編集委員会では、これから『女性労働研究』第67号の企画作業に入ります。「書評・読書案内」で紹介したいとお思いの書籍がありましたら、ご連絡下さい。会員の著書が対象ですが、それ以外でも、是非紹介したいとお思いのものがありましたら、ご連絡お願いいたします。

「ニューズレター」では、全国の皆さまの声を募集しています。日頃考えている事、研究テーマ、地域での活動内容等を書いていただけませんか。

最後に、研究会誌の企画、編集に関心をお持ちの方、来年度の編集委員あるいは編集スタッフとしてとしてご参加下さい。

【連絡先】編集委員長・福島 2886azve@jcom.home.ne.jp 池田 rsb42435@nifty.com

アイスランドの女性運動

昨年末、2021年12月3日（金）に、ハイエックが主催する国際理解講演会「アイスランドにおける男女平等の取り組みに学ぶ」をZoomで視聴する機会がありました。男女平等が一番進んでいる国といわれるアイスランドですが、今回の録画インタビューの講演者は、近年訪日もされている女性権利協会事務局長のブリュンヒルドゥル・ヘイダル・オグ・オゥマルスディットルさんでした。

一番興味を引かれたのは「女性のストライキ」です。「国連女性の10年」のスタートの年、1975年の10月24日に、アイスランドの女性たちは、仕事や家事をしないで一斉に休暇を取る行動に出ました。ゼネラル・ストライキは違法とされていたため、労働者団体の呼びかけによって一人一人が休みを取る形で「女の休暇」の運動を展開します。女性の90%が午後2時5分（それ以降は男性との賃金差に当たる）に仕事を終え、街頭に出るといった行動に出たのです。首都レイキャビクでは中心部の広場を女たちが埋め尽くし、男女の賃金格差や性別役割に抗議の意を示しました。女性が一斉に仕事や家事を止めたので、男性も、女性の働きを再認識することになりました。アイスランドでは、女性たちは団結して「女の休暇」という示威行動を度々行い、6度目の2018年の仕事放棄は午後2時55分となります。

1970年代には、アメリカのウーマンリブの波が

ヨーロッパに及び、イタリアでは家事労働に賃金を求める女たちのストライキ運動が起こりました。これに対して、アイスランドでは、被雇用や家族従業員、あるいは専業主婦であるかどうかにかかわらず、女性が行うすべての労働に対するストライキが呼びかけられているのも、興味深い点です。

両者には、共通点もあります。イタリアの家事労働への賃金交渉相手は、夫ではなく国家でした。アイスランドの女性たちの相手も、雇い主というよりは、国家や社会でした。労働者が雇い主と交渉をする手段であったストライキは、国家を相手に異議を唱え、あるいは世界に連帯を求めて、人権を守るための示威行動になり、国家や社会を動かす手段となったといえます。

アイスランドでは、この後、女性党ができ、女性議員が当選します。そして1980年には、世界初の女性の大統領（ヴィグディス・フィンボガドゥティルさん4期16年）が誕生します。政界への女性の進出は、男女平等を推進するための法案を成立させる大きな力となりました。しかし、講演者は、「法案ではなく、女性の運動が大切」と強調されていました。私たちが政治の主体とならなければ、先には進まないということでしょうか。

その後、アイスランドでは2008年の金融危機が大きな転換点となり、意思決定の場で女性の観点が重要という認識が共有されるようになったと話されていました。

（報告 加藤喜久子 会員）

『女性労働研究』第67号投稿論文募集

2023年3月発行の『女性労働研究』第67号に掲載する投稿論文を募集しています。投稿ご希望の方は、ホームページ掲載の投稿論文応募用紙を添えて、プリントアウトした原稿を下記送付先まで簡易書留でお送りください。

【投稿申込／投稿原稿送付先】

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル
毎日学術フォーラム内 女性労働問題研究会『女性労働研究』編集委員会宛
Tel 03-6267-4550 FAX 03-6267-4555 Email maf-ssww@mynavi.jp

【問い合わせ先】 池田 Email rsb42435@nifty.com

『女性労働研究』投稿規定

1. 投稿者は、原則として女性労働問題研究会の会員とする。なお、会員以外の方は、論文の応募の際に入会手続きをとることとする。
2. 投稿原稿の種類は、論文・研究ノートとする。
3. 投稿論文等は、未発表のものに限る。
4. 投稿論文・研究ノートは、査読（レフェリー）に基づく審査により編集委員会が採否を決定する。投稿論文の締め切りは、2022年8月31日（水）（消印有効）とする。
5. 原稿の分量は、16,000字以内（図表を含む）とする（字数厳守、超過している場合はそれをもって掲載不可とする場合がある。字数の換算方法は「女性労働研究執筆要領」に依る）。
6. 投稿原稿は、女性労働問題研究会指定の「女性労働研究執筆要領」に基づいて執筆すること。なお、「女性労働研究執筆要領」は研究会のホームページ（<http://ssww.jp/>）に掲載。
7. 掲載原稿は原則として1年間は転載を禁ずる。また、転載にあたっては事前に編集委員会の承諾を得ること。

2021年度 企画編集委員会報告

1 『女性労働研究』第66号発行

『女性労働研究』第66号が発行になった。お手元に届くのが遅れ、申し訳ありません。2021年9月12日開催の第36回女性労働セミナーの内容が特集となっている。韓国事情に疎い上、言葉の壁もあり、韓国側の原稿には苦労した。編集作業自体も押され気味で、校正は終盤まで続いた。

今回、編集に当たりいくつか改善を要する点が明らかになった。今後、検討をしたいと考えている。

2 読者会・定例研究会・第37回セミナー

読者会は5月29日(日)14時～16時、オンラインで開催する。清山玲さん(茨城大学教授・会員)に講演をお願いした。定例研究会は7月に開催の予定である。内容に関しては今後具体化していく。

新体制になってから企画編集委員会が開催出来ていなかった。編集の反省も兼ねてオンラインで4月24日(日)10時から開催することになった。ここで第37回セミナーのテーマについて討議し、常任委員会・拡大常任委員会で決定する。

会員の皆さま、第37回セミナーへの要望がありましたら、是非お寄せ下さい(テーマ、開催方法など)。

(企画編集 池田資子)

2021年度 第2回常任委員会報告

2022年4月7日(木)19時からオンラインで開催。6名(竹信・福島・小島・池田・加藤・オブザーバー伊藤)が参加。概要は以下の通りである。

1. 総務財政報告

1月15日 日韓女性<働き方改革>シンポその後を考える会Zoom開催

1月25日 「女性労働通信」No.66発行

3月20日 はむねっと1周年シンポジウム

2. 企画編集報告

3月30日 『女性労働研究』66号発行

議題

1. 総務財政

(1) 「女性労働通信」年4回

①次号(No.67)は4月末か5月上旬に発行。会誌の宣伝・研究例会1(読者会)のお知らせを掲載する予定。②No.68は、7月末発行。総会・セミナーのお知らせを掲載の予定。

(2) 入会希望 蓑輪明子さん(名城大学准教授)

(3) 今後のスケジュール

①会計の締めを5月として、会計監査を8月までに実施する。

②総会をオンライン開催とするか、書面表決にするかを決める。

2. 企画編集

①編集作業の進行にあたって見通しが立ちにくい状況があった。

②コロナのため、会議が開催できなかった。

③韓国との共同シンポジウムは国際交流という点では有意義であったが、論文掲載にあたってやり取りが手間取り、翻訳・通訳の問題が生じた。

④原稿料は最終的にウォンで支払うことになる。円安のため、予定よりも持ち出しとなるかもしれない(代表より)。

3 今後の会の活動について

(1)『女性労働研究』66号発刊後の読者会(研究例会1)・研究例会2 開催の準備＝報告者の打診。5月の研究例会1はZoomで開催するが、7月の研究例会2はできれば対面で行う。

(2)「女性労働セミナー」のテーマについて、意見交換を行った。代表から、話題性があり、専門研究にもつながるテーマが望ましいとの提案があった。常任委員が企画案を持ち寄り、それをもとに、企画編集委員会で検討し、常任委員会・拡大常任委員会で決定する。

(3)企画編集委員会の仕事内容の見直しが必要との意見が出され、出版社との対応や、投稿にあたって期限や字数を守ってもらうことなどが話し合われた。

4 新刊『女性労働研究』66号の販売促進について日韓シンポジウム参加者のメーリングリストも使って宣伝する。会員には、何冊か手元に置いてもらうようにすることが提案された。寄贈先を確認した。

5 ホームページの更新を行うことが確認された。
(総務財政 小島八重子)

お・ね・が・い

◎新年度に入り、転居、転勤先、電話、メールアドレスなどの変更がありましたら、事務局まで連絡ください。

◎情報発信のツールでもあるホームページの充実をめざしています。お気づきの点や、改善点がありましたら、アイデアをお寄せください。

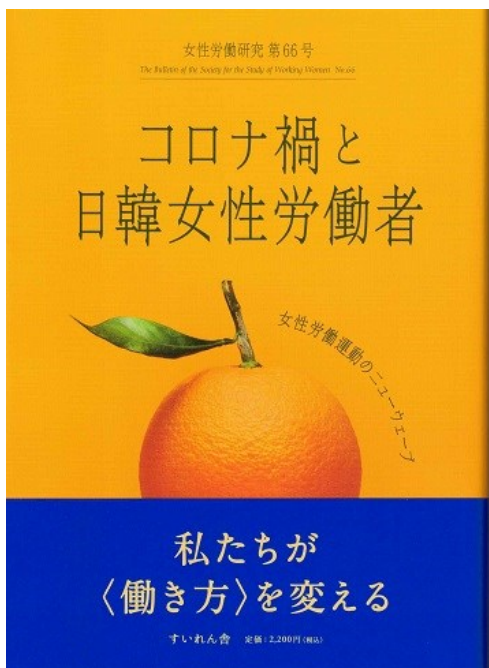
総務財政担当:小島八重子まで
yaechan1@jcom.home.ne.jp

…会員の皆さま投稿大歓迎です…
地域での活動の報告、紹介したい本、参加した各種シンポや学習会、なんでも構いません。次のメールまで。

E-mail maf-ssww@mynavi.jp

『女性労働研究』第66号発売中

主な内容



発行日:2022年3月30日

編集・発行:

女性労働問題研究会

発売:株式会社すいれん舎

定価:2200円(税込)

学校、地域、職場、団体の勉強会などのご活用をお願いします。

まとまった数のご注文お待ちしております。

コロナ禍と日韓女性労働者

——女性労働運動のニューウェーブ——

(巻頭) ジェンダーの視点からみた韓国における非正規雇用構造の変化 /横田 伸子

(特集1) コロナ禍で顕在化した女性労働—日韓の現状と分析

* 女性を置き去りにした〈働き方改革〉とコロナ禍対策

/竹信 三恵子

* コロナ禍が浮き彫りにしたジェンダー視点の変革の必要性

/蓑輪 明子

* コロナパンデミック下で女性労働市場が受けた衝撃と政策対応

/ユン ジャヨン

* 新型コロナパンデミックにおける韓国の女性労働運動

/チョ ソンジュ

(特集2) 「フェミに生きる」が働き方を変える

「放送作家ユニオン」の活動を通してみたコロナ時代の韓国女性労働現場/ パリバゲット労組の闘い/ 女性非正規公務員と会計年度任用職員/ 俳優の労働権から考えるフリーランス問題/ 労働組合内外で立ち上がり、つながるメディアの女性たち/ ユニオンを通じてみた介護・保育/ プレカリアート労働運動と反貧困/ #KuToo運動から生まれた新しい労働安全衛生/ 若者・女性にとっての最賃運動—コロナ禍のもとで/ 関西生コン事件—女性ミキサー運転手のいま (トピックス)

* ヤングケアラーはケアラーである前に成長過程にある子どもである/堀越 栄子 * 第五次男女共同参画基本計画が拓く経済分野のジェンダー平等—可能性と課題/清山 玲

* ながおか・スミプロジェクト/樋熊 憲子・鈴木 千栄子・鈴木 敏子

『女性労働研究』をぜひ広めてください。

コロナの影響で学習会・勉強会などの機会が減り、会誌の販売が進んでいません。

会誌の販売にご協力いただける方の連絡をお待ちしています。会員の皆さまの取り扱いは、会員価格〈2割引き〉となります。▼事務局まで連絡いただければお送りします。

電話 03-6267-4550 メール maf-ssww@mynavi.jp